

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

この10年で、70歳以上の高齢者数は1.3倍に、国民医療費も1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

市民課保険年金係 ☎(25) 1148

見直しの柱

国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。

都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。

平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



三重県と鳥羽市の役割分担

三重県の主な役割	鳥羽市の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を三重県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証などの発行）
・ 市町ごとの標準保険料率を算定、公表	・ 標準保険料率などを参考に保険税率を決定 ・ 保険税の賦課、徴収
・ 保険給付費等交付金の市町への支払い	・ 保険給付の決定、支給

保険税の納付や 各種届け出について

保険税は、県が市町ごとに示す標準保険料率を参考に市が決定し、賦課・徴収も市が行います。また、資格の取得や喪失、高額療養費などの各種届け出も引き続き鳥羽市の窓口で受け付けます。

三重県が市町ごとに決定した国保事業費納付金を市町が納付

